

旧優生保護法裁判 控訴審第3回期日ご案内

2019年5月28日、旧優生保護法下で不妊手術を強制された2人の女性の裁判の判決が、仙台地裁にて言い渡されました。判決では、旧優生保護法が憲法違反であることを認めながらも、手術から20年以上経っていることなどを理由に原告の請求を棄却しました。そのため、原告は仙台高等裁判所へ控訴しました。

この裁判は、旧優生保護法を推進し、廃止されてからも被害者に謝罪も補償もせずに放置してきた国の責任を問う裁判です。ぜひ注目してください。

◆今回も、感染症対策のため傍聴席が非常に少なくなっています。傍聴できる人数は少ないのですが、入廷行動や報告集会は行いますので、ご都合のつく方はぜひお越しください。

◆報告集会は1時間程度の予定です。マスクの着用、手指消毒などにもご協力ください。

また、遠方からも参加できるように、報告集会のネット中継を予定しています。ご希望の方は前日までに申込みフォーム（<https://forms.gle/QHx8uv2zVEVaDLQv6>）にてお申し込みください。

1. 旧優生保護法国賠訴訟 控訴審第3回期日 傍聴

日 時：2021年1月18日（月）16:00～
（集 合：14:00 仙台高等裁判所 抽選会場）

※抽選券配布は14:00～14:20と予想されますが仙台高等裁判所のホームページもご確認ください。

https://www.courts.go.jp/app/botyokoufu_jp/list?id=12

各自裁判所内に入って、抽選会場に並んで抽選券を受け取ってください。

裁判所に入るときにセキュリティチェックがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

入廷行動：15:30～

仙台高裁前にお集まりください。

2. 報告集会

日 時：同日 17:00～（開場16:45）
場 所：仙台弁護士会館 4階大会議室

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18

内 容：裁判内容の報告、当事者の発言 等
＊手話通訳・要約筆記あり

集会開催費：300円

連絡先：優生手術被害者とともに歩むみやぎの会

〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目2-1

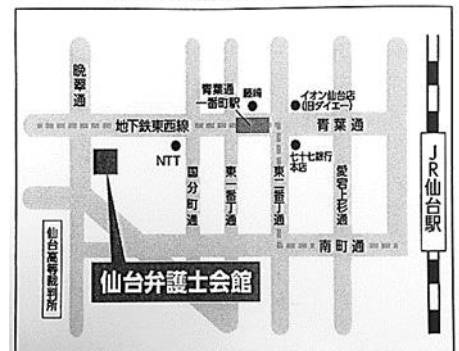
ライオンビル3階 宇都・山田法律事務所 気付

TEL：022-397-7960 FAX：022-397-7961

E-mail: testify19481996@gmail.com

呼びかけ人：優生手術被害者とともに歩むみやぎの会
優生手術に対する謝罪を求める会
旧優生保護法仙台弁護団

会場地図



●地下鉄・東西線「青葉通一番町駅」下車
南1番出口から 徒歩約5分

・ホームページ：
<https://tomoniayumu.wixsite.com/mysite>
・Facebook：
<https://www.facebook.com/tomoniayumumiyagi/>

◆「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」とは◆

「優生手術被害者とともに歩むみやぎの会」は、この問題に関心をもつ個々人をゆるやかにつなぐネットワークです。国の謝罪と補償を求める被害者の闘いに伴走するとともに、優生手術被害の歴史を学び、当事者の声に耳を澄ませる場をつくります。それぞれに生活の場をもつ人々がともに考えることで、地域社会での「共生」の実現をめざします。